

ID: 162

担当部署: 農林課

処分の概要	分担金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町畜産関係補助事業分担金徴収に関する条例 第4条		
例 規 番 号	昭和50年条例第31号		
【基準】			
<p>第3条から第5条までの規定による。 (分担金の額)</p> <p>第3条 前条の分担金の額は、当該総事業費(事業団体が別れている場合はそれぞれの団地の総事業費)より補助金を差し引いた残額とする。 (被徴収者の範囲)</p> <p>第4条 分担金は、当該事業によって利益を受ける者から徴収する。 (分担金の徴収基準)</p> <p>第5条 前条に規定する者から徴収する分担金の額は、事業実施によって受ける各人の利益の度合いに応じて町長が定める。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月2日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日